

日本遺伝子細胞治療学会規則第 8 号（学術集会規則）

（目的）

第 1 条 この規則は、この法人（以下、「本法人」と略す。）定款第 33 条及び第 34 条に基づき、本法人が会員の研究発表のために開催する学術集会の組織・運営等に関して必要な事項を定め、学術集会の円滑な運営を図ることを目的とする。

（学会長等の選任等）

第 2 条 学会長及び次期学会長（以下、「学会長等」と略す。）は、定款第 34 条に定めるところにより選任される。ただし、学会長等に事故があったとき、又は欠けたときは、理事会で協議する。

2 学会長等が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他会長等たるにふさわしくない行為があると認められるとき

（運 営）

第 3 条 学会長は、選任の翌年に行われる学術集会を主催し、運営の責任者となる。

2 学術・プログラム委員会は、学術集会の運営に関して、学会長等を補佐する。

3 学会長等は、日本遺伝子細胞治療学会の組織外に、プログラムの立案と編成を支援する企画委員会を設けることができる。

第 4 条 学術集会における研究発表者は、原則として会員に限る。ただし、学会長により招請された場合及び海外からの応募者は、この限りではない。

第 5 条 学術集会は、事前に日時、場所及び日程を記載した電子媒体等をもって周知する。

（経費処理及び決算報告）

第 6 条 本法人は、学術集会の費用の一部として、運用財産を支出することができる。

2 学会長は、学術集会が開催された年度の 3 月末日までに、当該学術集会に係る経理帳票類を整理し、本法人事務局に決算資料として提出しなければならない。

3 学術集会に係る決算は本法人事務局において完結し、学術集会特別会計として報告する。

（学会抄録等）

第7条 学術集会において発表する研究内容は、プログラム・抄録集として取りまとめて発行する。演題抄録（英文）は、The Journal of Gene Medicine 誌に掲載する。

（規則の変更）

第8条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。